

横浜市「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に関する要綱

平成28年3月29日制定

平成29年3月30日最終改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第30条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「計画」という。）の認定（以下「計画認定」という。）及び法第36条第2項に規定する建築物のエネルギー消費性能に係る認定（以下「表示認定」という。）の施行に関し、法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、認定等に必要な事項を定めるものとする。なお、用語の定義は、法、令及び規則によるものとする。

(所管行政庁が定める図書)

第2条 規則第23条第1項の規定に関して所管行政庁が定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「判定機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあつては、当該判定機関が交付する適合証（法第30条第1項各号に掲げる基準に適合しているものに限る。）及び判定機関から適合証を交付された際の添付図書（判定機関の押印があるものに限る。）
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証（法第30条第1項各号に掲げる基準に適合しているものに限る。）及び登録住宅性能評価機関から適合証を交付された際の添付図書（登録住宅性能評価機関の押印があるものに限る。）
- (3) その他市長が必要と認める図書

2 規則第30条第1項の規定に関して所管行政庁が定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 判定機関の技術的審査を受けた場合にあつては、当該判定機関が交付する適合証及び判定機関から適合証を交付された際の添付図書（判定機関の押印があるものに限る。）
- (2) 登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証及び登録住宅性能評価機関から適合証を交付された際の添付図書（登録住宅性能評価機関の押印があるものに限る。）
- (3) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（規則第三十四号様式。以下「計画認定通知書」という。）。ただし、計画変更認定を受けた場合にあつては、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定通知書（規則第三十六号様式。以下「計画変更認定通知書」という。）
- (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定に係る低炭素建築物新築等計画認定通知書（都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第六号様式）。ただし、計画変更認定を受けた場合にあつては、低炭素建築物新築等計画変更認定通知書（同規則第八号様式）
- (5) 品確法第6条第3項に基づく建設住宅性能評価書
- (6) 法第19条第1項若しくは法附則第3条第2項の規定による届出又は法第20条第2項若しくは法第3条第7項の規定による通知において、建築物エネルギー消費性能基準に適合している場合は、当該届出書又は通知書の写し
- (7) 規則第4条第1項又は規則第5条第1項に規定する適合判定通知書
- (8) 表示認定申請に係る建築物の新築工事の竣工年月日が確認できる図書（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）附則第3条又は第4条の適用を受ける建築物の場合に限る。）
- (9) 計画の軽微な変更をした場合にあつては、当該変更内容が確認できる図書
- (10) その他市長が必要と認める図書

3 規則第30条第3項の規定に基づき所管行政庁が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項第3号、第4号、第6号及び第7号（規則第4条第1項に規定する適合判定通知書に限る。）に

掲げる図書を提出する場合にあっては、規則第23条第1項の表に掲げる図書
(2) その他市長が不要と認める図書

(認定の申請)

第3条 計画認定の申請者は、規則第23条第1項に定める申請書の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 規則第23条第1項の表に掲げる図書
- (2) 前条第1項第1号若しくは第2号に掲げる図書又はその写し
- (3) 前条第1項第3号に掲げる図書

2 表示認定の申請者は、規則第30条第1項に定める申請書の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 規則第23条第1項の表に掲げる図書
- (2) 前条第2項第1号から第7号までに掲げるいずれかの図書又はその写し
- (3) 前条第2項第8号、第9号及び第10号に掲げる図書

3 法第30条第2項に基づき、計画認定の申請と併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合審査（以下「建築基準適合審査」という。）を申し出る場合は、同項の規定による建築の申請書（以下「建築確認申請書」という。）の正本及び副本（建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を必要とする建築物の場合は、正本及び副本に加え、同法第6条の3第7項若しくは第18条第10項に規定する適合判定通知書又はその写しに、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第3条の7第1項第1号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類を添えたもの（以下「構造適合判定通知書等」という。）を、第1項の規定による認定申請に併せ、提出しなければならない。

(認定の審査)

第4条 市長は、計画認定の申請（法第31条第2項において準用する場合を含む。）及び表示認定の申請の内容について疑義がある場合は、必要に応じて申請者等（技術的審査の適合証が添付されている場合は当該適合証を交付した判定機関又は登録住宅性能評価機関を含む。）に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求めるものとする。

2 市長は、計画認定及び表示認定の申請内容について、申請図書の不備又は明らかな虚偽が認められた場合は、申請者に認定しない旨とその理由を、認定しない旨の通知書（第1号様式）により通知するものとする。

(計画の変更認定の申請)

第5条 認定建築主が、計画の変更をしようとするときは、規則第27条に定める申請書の正本及び副本に、それぞれ第3条第1項に定める図書のうち変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 変更認定申請と併せて建築基準適合審査を申し出る場合は、建築確認申請書の正本及び副本（構造計算適合性判定を必要とする建築物の場合は、正本及び副本に加え、構造適合判定通知書等）を、前項の規定による変更認定申請に併せ、提出しなければならない。

(軽微な変更に関する証明書の交付等)

第6条 認定建築主が、規則第29条に定める軽微な変更該当することを証する書面の交付を求める場合は、軽微変更該当証明申請書（第2号様式）の正本及び副本に、それぞれ規則第23条に定める申請図書及び第2条第1項に定める図書のうち変更に係るもの（変更後の図書に認定時の計画を朱書表示（変更部分のみ）したもの）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請を受けた市長は、当該計画の変更が軽微な変更該当すると認めるときは、同項に規定する申請書の副本及びその添付図書を添えて、軽微変更該当証明書（第2号様式の2）を申請者に交付するものとする。

3 市長は、第1項の申請に係る変更が軽微な変更該当しないと認めるときは、同項に規定する申請書の副本及びその添付図書を添えて、軽微な変更該当しない旨の通知書（第2号様式の3）を当該

申請者に交付するものとする。

- 4 市長は、第1項の申請に係る変更が軽微な変更に該当するかどうかを決定することができないときは、軽微な変更に該当するかどうかを決定することができない旨の通知書（第2号様式の4）を当該申請者に交付するものとする。

（地位の承継）

第6条の2 認定建築主が、認定建築主を変更しようとするときは、認定建築主の変更届（第3号様式）2通に、それぞれ計画認定に基づく地位を承継することを証する書面の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 表示認定を受けた者が、法第37条の規定による認定の取消しを受けるまでの間、基準適合認定建築物の所有者を変更しようとするときは、建築物の所有者変更届（第3号様式の2）2通に、それぞれ表示認定に基づく地位を承継することを証する書面の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（認定申請等の取下げ）

第7条 申請者が、法第29条第1項（法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。）、法第36条第1項又は第6条第1項の規定に基づく申請を取り下げようとするときは、取下届（第4号様式）2通を、市長に提出しなければならない。

（計画の取りやめ等）

第8条 認定建築主は、計画を取りやめようとするときは、計画を取りやめる旨の申出書（第5号様式）2通に、計画認定通知書又は計画変更認定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 表示認定を受けた者は、基準適合認定建築物が滅失したとき又は基準適合認定建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなったときは、認定取消申請書（第5号様式の2）2通に、建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書（規則第三十八号様式。以下「表示認定通知書」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

（建築工事の完了報告）

第9条 認定建築主は、計画に基づく建築物の工事が完了したときは、速やかに建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の工事が完了した旨の報告書（第6号様式）2通に、必要に応じ、次の各号に掲げる図書を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 工事監理報告書
- (2) 法第35条の規定により容積率の特例を受けた場合にあっては、第16条に規定する明示状況が確認できる書面
- (3) その他市長が必要と認める図書

（エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する報告）

第10条 法第32条の規定による報告を求められた認定建築主は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する報告書（第7号様式）に必要な図書を添えて市長に報告しなければならない。

（基準適合認定建築物に関する報告）

第11条 法第38条の規定による報告を求められた表示認定を受けた者は、基準適合認定建築物に関する報告書（第8号様式）に必要な図書を添えて市長に報告しなければならない。

（認定建築主に対する改善命令）

第12条 法第33条の規定による認定建築主に対する命令は、改善命令書（第9号様式）によるものとする。

（認定の取消し）

第13条 法第34条の規定による計画の認定又は法第37条の規定による表示認定を取り消す旨の通知は、認定取消通知書（第10号様式）により通知するものとする。

- 2 前項の規定は、第8条第1項の規定による計画を取りやめる旨の申出書又は同条第2項の規定による認定取消申請書が提出された場合について準用する。

(認定通知書等の再交付申請)

第14条 認定建築主又は表示認定を受けた者は、当該認定に係る認定通知書、変更認定通知書又は表示認定通知書を紛失等した場合は、当該認定の証明のために改めて認定通知書、変更認定通知書又は表示認定通知書（以下「認定通知書等」という。）の再交付を受けることができる。

- 2 認定建築主又は表示認定を受けた者は、認定通知書等の再交付を申請するときは、認定通知書等の再交付申請書（第11号様式）の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 身分証明（本人確認）のできる公的機関の発行した証明書
 - (2) その他市長が必要と認める書類

(認定通知書等の再交付及び審査)

第15条 市長は、前条の再交付については、認定通知書等により行うものとする。この場合において、再交付する認定通知書等には、再交付である旨及び再交付年月日を記載するものとする。

- 2 市長は、前条の認定通知書等の再交付申請の内容について疑義がある場合は、必要に応じて申請者に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求めるものとする。
- 3 市長は、前条の認定通知書等の再交付申請の内容について、申請書類の不備又は明らかな虚偽が認められた場合は、申請者に再交付しない旨とその理由を、再交付しない旨の通知書（第12号様式）により通知するものとする。

(容積率の特例を受けた部分の転用の防止)

第16条 認定建築主は、法第35条の規定により容積率の特例を受けたときは、原則として、当該特例対象部分及び建築物の見やすい位置に、当該部分が容積率特例の対象となっている旨及び他の用途への転用ができない旨を明示しなければならない。

- 2 認定建築主、所有者及び管理者は、当該特例対象部分を適切に維持管理しなければならない。また、当該特例対象部分に設けた設備の更新は適切に行わなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)
- 2 平成29年3月31日までに交付された横浜市エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく建築物に係る届出に関する要綱（平成27年3月13日制定）第7条に規定する通知書（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第73条第1項の基準に適合しているものに限る。）は、第2条第2項第6号に規定する届出書又は通知書の写しとみなす。

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 条
第 項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 申請者の住所
3. 申請に係る建築物の位置
4. 理由

以上

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

（申請者）
申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名
印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が同規則第26条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号	第 号
2	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日	年 月 日
3	認定に係る建築物の位置	
4	変更事項	
※ 受付 処理 欄		<p>（注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 2通作成してください。 申請者は認定建築主としてください。 ※の欄には、記入しないでください。

軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

次の申請書に記載の計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条の軽微な変更該当していることを証明します。

1. 申請年月日 年 月 日
2. 申請に係る建築物の位置
3. 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

軽微な変更該当しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

別添の申請書及び添付図書に記載の計画の変更は、次の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条の軽微な変更該当しないものであると認めましたので、通知します。

（理由）

以上

（A4）

（備考）

様式の下欄には、教示について記載することができる。

軽微な変更該当かどうか決定できない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

別添の申請書及び添付図書に記載の計画の変更は、次の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条の軽微な変更該当かどうかを決定できないので、通知します。

（理由）

以上

（A4）

（備考）

様式の下欄には、教示について記載することができる。

認定建築主の変更届

年 月 日

(届出先)
横浜市長

(届出者)
申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名
印

横浜市「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に関する要綱第6条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号	第 号	
2	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日	年 月 日	
3	認定に係る建築物の位置		
4	認定建築主の住所、氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	新	住所 電話 — —
			氏名 印
		旧	住所 電話 — —
			氏名 印
※受付処理欄			

(注意)

- 1 2通作成してください。
- 2 届出者は旧又は新認定建築主としてください。
- 3 計画認定に基づく地位を承継することを証する書面の写しを添えて提出してください。
- 4 ※印の欄には、記入しないでください。

建築物の所有者変更届

年 月 日

(届出先)
横浜市長

(届出者)
申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名
印

横浜市「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に関する要綱第6条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	基準適合認定建築物の 認定番号	第 号	
2	基準適合認定建築物の 認定年月日	年 月 日	
3	認定に係る建築物の位置		
4	基準適合認定建築物の 所有者の住所、氏名（法 人にあつては、主たる 事務所の所在地、名称 及び代表者の氏名）	新	住所 電話 — —
			氏名 印
		旧	住所 電話 — —
			氏名 印
※ 受付 処理 欄			

(注意)

- 1 2通作成してください。
- 2 届出者は旧又は新基準適合認定建築物の所有者としてください。
- 3 表示認定に基づく地位を承継することを証する書面の写しを添えて提出してください。
- 4 ※印の欄には、記入しないでください。

取 下 届

年 月 日

(届出先)
横浜市長

(届出者)
申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名
印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 第 条の規定に基づき、申請を取り
下げたいので、届け出ます。

1	申請の種類	<input type="checkbox"/> 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請 <input type="checkbox"/> 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請 <input type="checkbox"/> 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請 <input type="checkbox"/> 軽微変更該当証明申請	
2	申請年月日	年 月 日	
3	申請に係る建築物の位置		
4	申請者の住所、氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住所	電話 - -
		氏名	
5	取り下げの理由		
※	受付処理欄		

(注意)

- 1 ※印のある欄は記入しないで下さい。
- 2 届出者は、申請者となります。
- 3 記名押印の場合、届出者の印は申請書と同一のものを押印してください。
- 4 2通作成してください。

計画を取りやめる旨の申出書

年 月 日

(申出先)
横浜市長

(申出者)
申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名
印

横浜市「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に関する要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

1	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号	第 号
2	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日	年 月 日
3	認定に係る建築物の位置	
4	認定建築主の住所、氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住所 電話 - -
		氏名
5	取りやめの理由	
※	受付処理欄	

(注意)

- ※印のある欄は記入しないで下さい。
- 認定通知書又は変更認定通知書を添付してください。
- 申出者は認定建築主となります。
- 記名押印の場合、申出者の印は認定申請書と同一のものを押印してください。
- 2通作成してください。

認定取消申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

(申請者)
申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名
印

横浜市「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に関する要綱第8条第2項の規定による認定の取消しを申請します。

1	基準適合認定建築物の認定番号	第 号
2	基準適合認定建築物の認定年月日	年 月 日
3	認定に係る建築物の位置	
4	基準適合建築物の所有者の住所、氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住所 電話 — —
		氏名
※ 受付 処理 欄		

(注意)

- ※印のある欄は記入しないで下さい。
- 表示認定通知書を添付してください。
- 申請者は基準適合建築物の所有者となります。
- 記名押印の場合、申請者の印は認定申請書と同一のものを押印してください。
- 2通作成してください。

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の工事が完了した旨の報告書

年 月 日

（報告先）
横浜市長

（報告者）
申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名 印

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の工事が完了したので報告します。

1	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号	第 号	
2	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日	年 月 日	
3	認定に係る建築物の位置		
4	認定建築主の住所、氏名 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住所	電話 - -
		氏名	
5	建築物エネルギー消費性能向上計画に基づき建築物の工事が完了したことを確認した建築士等	（ 級）建築士（ ）登録第 号 住 所 氏 名 印 （ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号 名 称 所在地	
※ 受 付 処 理 欄			

（注意）

- 1 ※印のある欄は記入しないで下さい。
- 2 報告者は、認定建築主となります。
- 3 記名押印の場合、報告者の印は認定申請書と同一のものを押印してください。
- 4 2通作成してください。

エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する報告書

年 月 日

（報告先）
横浜市長

（報告者）
申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名
印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第32条の規定により、次のとおりエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況について報告します。

1	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号	第 号	
2	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日	年 月 日	
3	認定に係る建築物の位置		
4	認定建築主の住所、氏名 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住所	電話 ー ー
		氏名	
5	連絡者 （設計者又は施工者等）	住所	電話 ー ー
		氏名	
6	報告事項		
※	受付処理欄		

（注意） ※印のある欄は記入しないで下さい。

基準適合認定建築物に関する報告書

年 月 日

（報告先）
横浜市長

（報告者）
申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名
印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 38 条の規定により、次のとおり基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について報告します。

1	基準適合認定建築物の認定番号	第 号
2	基準適合認定建築物の認定年月日	年 月 日
3	認定に係る建築物の位置	
4	基準適合認定建築物の所有者の住所、氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住所 電話 — —
		氏名
5	連絡者 （設計者又は施工者等）	住所 電話 — —
		氏名
6	報告事項	
※	受付処理欄	

（注意） ※印のある欄は記入しないで下さい。

改 善 命 令 書

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

次の建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第33条の規定に基づき、改善の措置をとるよう命じます。

1	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号	第 号
2	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日	年 月 日
3	認定に係る建築物の位置	
4	認定建築主の住所、氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住所 電話 — —
		氏名
5	改善すべき措置	
6	改善期限	年 月 日
7	備考	

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市長 印

次の認定建築物エネルギー消費性能向上計画
基準適合認定建築物 について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する
横浜市「建築物のエネルギー消費性能の向

る法律第 34 条
る法律第 37 条 の規定に基づき、認定を取り消します。
上に関する法律」に関する要綱第 13 条第 2 項

記

1. 認定番号 第 号
2. 認定年月日 年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 認定建築主又は基準適合認定建築物の所有者の氏名
5. 理由

以上

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

認定通知書等の再交付申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

(申請者)
申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

印

横浜市「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に関する要綱第 14 条の規定に基づき、認定の証明のために、認定通知書等の再交付を申請します。

1	認定番号	第 号
2	認定年月日	年 月 日
3	認定に係る建築物の位置 (必須)	
4	認定建築主又は基準適合認定建築物の所有者の住所、氏名 (必須) (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住所
		氏名
5	再交付申請する通知書 (必須)	
6	再交付申請する理由 (必須)	
※	受付処理欄	

(注意)

- 1 ※印のある欄は記入しないで下さい。
- 2 (必須) の項目は必ず記入して下さい。(必須) 以外の項目はわかる場合のみ記入して下さい。
- 3 申請者は認定建築主又は基準適合認定建築物の所有者となります。

再交付しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市長 印

下記の申請については、下記の理由により横浜市「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に関する要綱第 15 条の規定による認定通知書等の再交付をしないこととしたので、これを通知します。

記

1. 再交付申請年月日 年 月 日
2. 申請者の住所
3. 申請に係る建築物の位置
4. 再交付申請に係る通知書の種類
5. 理由

以上